

違反対象物の公表

隠岐広域連合火災予防条例第48条の規定に基づき重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備が未設置）のある建築物を公表しています。

また、公表している一覧の建築物は、隠岐広域連合消防本部、隠岐島消防署、島前分署、各出張所において紙面により閲覧することができます。

【隠岐の島町】

現在、公表に該当する建築物はありません。

【西ノ島町】

現在、公表に該当する建築物はありません。

【海士町】

現在、公表に該当する建築物はありません。

【知夫村】

現在、公表に該当する建築物はありません。

関連情報

違反対象物の公表制度について

火災予防上の命令状況

このページに関するお問い合わせ先

予防課予防係

TEL：08512-2-2307 / Fax：08512-3-1191

メールアドレス：yobou@okikouiki.jp